

## 令和7年第2回農業委員会総会議事録

令和7年2月18日（火）第2回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

### 農業委員16人

会長	18番 仲田清志	会長職務代理者	1番 神山順一
2番	赤井勝利	3番 小田正廣	4番 西村 勉
5番	奥津賢司	6番 平利一	7番 奥津忠和
8番	倉脇敏弥	9番 井藤孝久	10番 宮本武博
		12番 小川広文	13番 山田條一
		15番 安達利延	16番 信谷昌吾
	17番 藤本彰		

### 推進委員10人

1番	谷岡貴寿	2番 児玉公治	3番 泉登
4番	溝尾美恵子	5番 三輪金樹	6番 妹尾良和
7番	後藤保夫	8番 大原砂利	9番 逸見則夫
10番	妹尾元弘		

### 欠席委員 2人

11番 藤川雅	14番 森立夫
---------	---------

議事	議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第 8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について

報告事項	法務局照会について
	農地転用期間変更届について
	完了届について
	利用権設定中途解約について

協議事項	
その他	

事務局職員（書記）	事務局長	滝口 良樹
	主査	福田 洋介
	主査	赤迫 隆
	主任	真治 将史

(開会時刻 午前 9 時 45 分)

福田主査	只今から、新見市農業委員会第2回総会を開催いたします。本日の出席は26名です。欠席は、11番藤川委員、14番森委員です。それでは、最初に仲田会長がご挨拶を申し上げます。
会長	皆様、おはようございます。只今より第2回農業委員会総会を開催します。本日も、よろしくお願ひ致します。
福田主査	それではこれから進行は、会長よろしくお願ひいたします。
会長	それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、6番平委員、7番奥津委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が2件ございました。現地確認を1番、2番とも1月30日に行っております。それでは、1番でございます。場所は哲西町矢田、現況地目は田8筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、本申請は、申請地近くを耕作している譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。7番奥津委員。
奥津(忠)委員	7番奥津です。2月9日、奥津委員、妹尾推進委員、私と現地確認しました。場所は、●●●●から国道を新見方面に300m進み川向

	側へ3筆、そこから100m先の左側へ1筆、右側へ4筆あります。特に問題ないのでよろしくお願ひします。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第6号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(挙手多数)
	賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第6号2番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、2番でございます。場所は大佐永富、現況地目は田2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、申請地は、譲渡人宅から離れており、維持管理が難しいため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。10番宮本委員。
宮本委員	10番宮本です。2月15日、山田委員、後藤推進委員と私で現地確認しました。場所は、●●●から500m先へ●●●●があります。そこから100m進んだ所にありました。以上です。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第6号2番の議案に賛成の方は举手をお願いいたします。

(举手多数)

賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に第5条の申請につきまして、3件申請がございました。現地確認を1番、2番、3番とも1月30日に行っております。1番から3番でございますが、同様の土地で、同様の申請となっておりますので、合わせて説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

全 員

「よろしい。」

真治主任

それでは、1番、2番、3番でございます。場所は唐松、現況地目は1番が田1筆、2番が田1筆、3番が田2筆で、転用目的は露天駐車場です。転用理由ですが、●●●の駐車場として、使用したいためです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は許可日から令和7年9月30日までです。価格は記載のとおりです。これらの申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費・造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。

西村委員

4番西村です。現地確認を2月10日、森委員、三輪推進委員、私3名で行いました。場所は、唐松地内●●●前にある市道を挟んで向い側にあります。1番2番3番の4筆は、長い間耕作されていないようでした。イベント等を行うことで駐車場が狭くなることにより露天駐車場として使用するためです。問題ないと思います。

会長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第7号1番2番3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたします。なお面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となります、諮問不要としてよろしいか。</p>
全員	「よろしい。」
会長	それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。
滝口局長	今回の新規について貸付が9件でております。借受人は農業従事者、農機具なども揃っており農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。1番上熊谷、田5筆3年使用貸借、農地中間管理事業、2番足見、畑9筆10年賃貸借、農地中間管理事業、3番豊永佐伏、畑1筆1年賃貸借、4番土橋、田1筆10年使用貸借、5番豊永宇山、田1筆10年使用貸借、6番大佐田治部、田2筆3年使用貸借、農地中間管理事業、7番哲多町大野、田1筆10年使用貸借、8番哲多町蚊家、田2筆畑1筆17年賃貸借、9番哲西町畑木、田10筆5年賃貸借です。以上です。
会長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を1番より順次、求めます。
谷岡委員	推進委員1番谷岡です。確認日は2月4日、赤井委員、泉推進委員と3人で行いました。場所は、県道新見勝山線上に●●●があります。そこから大佐方面に400m先を左折し100m入ったところに3筆あります。そこから400m大佐方面に進んだところに1筆あります。新規申請されておりますが、再設定時に貸付人が亡くなり相続される方が申請されております。

妹尾(良)委員	<p>推進委員 6 番妹尾です。現地確認日を 2 月 14 日、藤川委員、神山委員と 3 名で行いました。場所は、●●●●●から 2 キロ東へ行ったところにあります。数年前から、東京から移住された方が耕作されているピオ一ネ畑です。問題ないと思います。</p> <p>続きまして、3 番、現地確認日を 2 月 14 日、藤川委員、神山委員と 3 名で行いました。場所は、●●●●●●●から南へ 2 キロ進んだところにあります。広大なピオ一ネ畑です。</p> <p>4 番、現地確認日を 2 月 14 日、藤川委員、神山委員と 3 名で行いました。場所は、●●●●●から東へ 100m 先にあります。</p> <p>5 番、現地確認日を 2 月 14 日、藤川委員、神山委員と 3 名で行いました。場所は、●●●●●から南へ 200m 先にあります。以上です。</p>
後藤委員	<p>推進委員 7 番後藤です。2 月 15 日に山田委員、宮本委員と確認をいたしました。場所は、県道新見勝山線 ●●●●●から勝山方面に行くと右に ●●●●、左に ●●● があります。その間にあります。以上です。</p>
逸見委員	<p>推進委員 9 番逸見です。現地確認を 2 月 8 日、井藤委員、小川委員、安達委員と私で行いました。場所は、●●●●●●から県道北房井倉哲西線 ●●●の 4 キロ先を左に入り 100m 進んだあたりにあります。問題ないと思います。</p>
妹尾(元)委員	<p>推進委員 10 番妹尾です。現地確認を 2 月 9 日、両奥津委員と私の 3 名で行いました。場所は、●●●●●●から、新見方面へ 300m 先の線路沿いにありました。問題ないと思います。</p>
会長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第 8 号の新規について賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>

	全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。
滝口局長	再設定が13件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。
会長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。
地区委員	「ありません。」
会長	再設定について、ご意見ご質問はございませんか。  (意見、質問なし)  ご意見、ご質問ございませんので、議案第8号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)  全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、報告事項に入ります。法務局照会について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	法務局照会につきまして、今回2件ございました。現地確認を、1番は1月9日に行っており、2番は1月30日に行っております。 それでは、1番ですが、場所は哲多町本郷、登記地目は田1筆、現況地目は宅地という申請で、該当地は昭和51年頃から宅地となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。 次に2番でございます。場所は哲西町上神代、登記地目は田2筆、現況地目は雑種地という申請で、該当地は時期不詳で雑種地となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。以上です。
会長	この件について、関係地区委員より報告をお願いします。
安達委員	15番安達です。現地確認を1月16日に、小川委員、井藤委員、逸見推進委員と4名で行いました。場所は、哲多地内県道成羽線沿いにあります。お店の敷地となっておりました。

会長	2番について、7奥津委員。
奥津(忠)委員	7番奥津です。確認日は1月28日、奥津委員、妹尾推進委員と私で行いました。場所は、●●●●から東城方面に国道を500m先の右側にありました。雑種地状態でした。
会長	次に農地転用期間変更届について、事務局の説明をお願いします。
滝口局長	農地転用期間変更届について、2件でております。1番大佐大井野地内、農地法第4条圃場整備嵩上げです。2番哲多町本郷地内、農地法施行規則29条農機具倉庫です。以上です。
会長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。
宮本委員	10番宮本です。1月15日に確認しました。後、表土だけの作業となっています。
安達委員	15番安達です。2月8日に小川委員、井藤委員、逸見推進委員、私の4名で確認しました。前回、現地確認した時点から進行していない状態でした。以上です。
会長	次に完了届について、事務局の説明をお願いします。
滝口局長	完了届が5件でております。1番草間地内、農地法施行規則第29条農機具倉庫、2番上市地内、農地法第5条進入路の整備、3番上市地内、農地法第5条住宅の建築、4番馬塚地内、農地法施行規則第29条農道の新設、5番大佐大井野地内、農地法第4条墓地の新設です。以上です。
会長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があれば1番から順次お願いします。
神山委員	1番神山です。一昨年の農地パトロールで完了を確認しております。
平委員	6番平です。2番3番4番とも確認は2月14日にしました。全て完了しておりました。
宮本委員	10番宮本です。2月8日に確認しました。出来ておりました。

会長	続いて利用権設定中途解約合意書について、事務局の説明をお願いします。
滝口局長	利用権設定中途解約合意書が 5 件でております。1 番足見地内、農地中間管理機構を経由した契約に変更するためです。2 番大佐永富地内、農地を売買するためです。3 番大佐永富地内、農地を売買するためです。4 番は先程の農地中間管理機構を介した契約でしたのでそれに伴い売買する為に出ております。5 番哲西町矢田地内、借受人に売買するためです。以上です。
会長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願ひします。1 番より順次。
妹尾(良)委員	推進委員 6 番妹尾です。確認日は 2 月 14 日です。先程新規で説明した場所です。以上です。
後藤委員	7 番後藤です。2 月 15 日に確認しました。本日議案第 6 号 2 番の件です。以上です。
妹尾(元)委員	推進委員 10 番妹尾です。確認日は 2 月 9 日、両奥津委員と 3 人で行いました。先程の議案第 6 号 1 番の件です。問題ないと思います。
会長	ここで、休憩を 10 分間、10 時半までとります。
	～ 休憩 ～
会長	再開します。続きまして、日程 3 協議事項に入ります。総会前に農地部会を行いました。農地部会長より説明をお願いします。
藤本委員	本日の総会前に開催した農地部会にて、金谷地区の区画整備に伴う用排水路の変更について、都市整備課から説明がありました。この後も説明があるので農業委員として意見がありましたら発言をお願いします。
都市整備課	都市整備課から金谷地区の区画整備に伴う用排水路の変更についての説明
会長	ご意見ご質問はございませんか。推進委員 4 番。

溝尾委員	農地集約をすることは良いことですが、作られている方々が生活区域等、向側に線路があるのでその移動手段とかはどのような計画を立てられているのでしょうか。
都市整備課	資料図内の●●●●の横の道路が地区外の方と繋がる道路として計画しております。そこを通り続いて線路沿いにも続いておりますのでそこを通行していただくこととなります。
溝尾委員	踏切の付け替え予定があると聞いておりますが、それとの関係はどのようになるのですか。
都市整備課	踏切移設計画について、現状はJRと今後も協議を継続することになっております。概ね移設位置については同意を得られております。移設位置につきましては、●●●●の横あたりで、線路の反対側に既存の●●●●があります。そこに市道がありその市道と今回の区画整備区域を繋げるかたちで今後計画していくかと考えております。この件につきまして引き続きJRと協議を重ねていくこととしております。
溝尾委員	現在、畠を管理しているところと、道がつくだろうと放棄されてる田がパラパラあります。今後、道がついて今ある農道自体が狭いんです。道をつけて宅地としてではなくて農地として使用できるのか。区画整備どおりに造成するのでしょうか。
都市整備課	資料図の左側線路沿いに緑色付けした箇所が区域内で現状農業されている方で、事業後引き継ぎ農業をされたい方がおられましたら水路の集約に合わせて農地もこちらの方に集約させていただければと考えております。面積につきましては、今後地権者の方と、今後農業されますかと聞き取りしながら決定することになります。宅地になった方の今後なのですが、所有地としましては市の土地ではなく個人の方の土地になりますので、個人の方が売られるのか貸されるのかどのような展開をされるのか地権者の方それぞれの判断になります。
倉脇委員	宅地に造成される費用は全て市がするのですか。
都市整備課	今回の事業費につきましては、市施工で区画整備事業を行いますので土地をお持ちの方には土地を提供していただくことになります。
倉脇委員	住宅地にしていますが、ここを地権者がまた田にすると全部1プロッ

	クすると言われたらどうなるのですか。
都市整備課	希望に応じて、田畠をされたい方はそのように決めさせていただきます。
倉脇委員	水路は、どうなりますか。
都市整備課	線路沿いに水路を集約させていただきますので、そこから水を引けるようになります。
倉脇委員	その人の個人の持分がここから離れた場所だった場合に、そこに向けての水路はなくなってしまうのですか。
都市整備課	おっしゃられた内容としては、水路沿いに無い場合はどうするのかと 言うことだと思います。今回の事業に合わせてそういった希望はあるか どうか希望聴取をさせていただき継続を希望された場合は、そういった方には線路沿いに土地を移させていただく計画としておりますので、田 をしたい方に道路の右側、高梁川の間、水路がない田で返すことになら ないようにしております。
倉脇委員	水路沿いの方に、●●●●●●●●●●がありますが、ここも場 合によっては農地になるのですか。
都市整備課	今時点で、この●●●●●●●●●●にさせていただいていると ころにつきましては事業費に充てるため売却するための土地でございま す。ここが農地になるかとの話ですが、今まで何度かアンケート調査を させていただいておりまして、その中で多くてもこの農地を希望される 方はこれぐらいじゃないのかとの範囲で農地を①から④で設定していま す。今後の意見聴取の結果、農地を希望される方がどの程度おられるの かによりますが、例えば農地④が右に増えたり農地④がなくなったり、 ①②③で営農希望される方は全て賄えられることにもなり得ます。
会長	用排水路について、ご意見ご質問はありませんか。
全員	「ありません。」
会長	それでは、その他、事務局から何かありますか。
福田主査	次回の総会ですが、3月17日（月）午前9時30分から南庁舎3階

	大会議室で開催します。
会長	他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。
全員	「ありません。」
会長	それでは、閉会を神山代理にお願いします。
神山代理	本日は、お疲れ様でした。 (閉会挨拶)

(閉会時刻 午前 10 時 56 分)

令和7年2月28日作成

署名委員

議長

委員

委員